

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成二十七年九月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四 五番地	桜井市大字大福一三二二番ほか 二筆
岡添 豊和	桜井市大字谷一六〇番 地の九	桜井市大字巻野内四一七番ほか 一筆
米澤 優次	桜井市大字大泉二三一 番地	桜井市大字高家二二五二番

二 認可年月日

平成二十七年八月二十五日